

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
給水装置工事施工基準 <u>(削除)</u> 第 1 章 略 第 2 章 指定給水装置工事事業者 1 指定給水装置工事事業者制度 指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正によって新たに設けられた制度であり、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行された。 この制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者を指定する制度であり、それまで各水道事業者において、条例等に基づき、給水装置の工事を行う事業者を指定する指定工事店制度が行われてきたものを、給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、資格者を有する工事業者であれば全国どこでも水道事業者の指定を受けて給水装置工事を行うことができることとしたものである。この制度により、広域連合企業団の給水区域において、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）として指定を受けようとする者は、法第 2 5 条の 2、法施行規則第 1 8 条及び第 1 9 条に記載されている必要事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない	給水装置工事施工基準 <u>(技術編)</u> 第 1 章 略 第 2 章 指定給水装置工事事業者 1 指定給水装置工事事業者制度 指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正によって新たに設けられた制度であり、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行された。 この制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者を指定する制度であり、それまで各水道事業者において、条例等に基づき、給水装置の工事を行う事業者を指定する指定工事店制度が行われてきたものを、給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、資格者を有する工事業者であれば全国どこでも水道事業者の指定を受けて給水装置工事を行うことができることとしたものである。この制度により、広域連合企業団の給水区域において、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）として指定を受けようとする者は、法第 2 5 条の 2、法施行規則第 1 8 条及び第 1 9 条に記載されている必要事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない	(削除) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
いこととなるが、広域連合企業団では、条例第7条第3項に基づき、指定工事事業者に関し必要な事項を、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程 <u> </u> <u> </u> において定めている。	いこととなるが、広域連合企業団では、条例第7条第3項に基づき、指定工事事業者に 関し必要な事項を、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程（以下「 <u>指定事 業者規程</u> 」という。） <u> </u> において定めている。	
2 <u>指定工事事業者</u> の責務 略 (1) ～ (4) 略 (5) 略 ① 法施行令 <u>第6条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基 準に適合しない給水装置を設置すること。 ② 略 (6) 略	2 <u>指定給水装置工事事業者</u> の責務 略 (1) ～ (4) 略 (5) 略 ① 法施行令 <u>第5条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基 準に適合しない給水装置を設置すること。 ② 略 (6) 略	(変更)
3 給水装置工事主任技術者の役割と職務 略 (1) 略 (2) 主任技術者の職務（法第25条の4第3項） ①～② 略 ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法施行令 <u>第6条</u> に定める基準に適合していることの確認 ④ 略	3 給水装置工事主任技術者の役割と職務 略 (1) 略 (2) 主任技術者の職務（法第25条の4第3項） ①～② 略 ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法施行令 <u>第5条</u> に定める基準に適合していることの確認 ④ 略	(変更)
4 <u> 主任技術者</u> に求められる知識と技能 略	4 <u>給水装置工事主任技術者</u> に求められる知識と技能 略	(変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
5 略 第3章 給水装置の構造及び材質 1 給水装置の構造及び材質の基準 略 (1) 略 (2) 法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準） ①～⑦ 略 (3) 厚生労働省令の概要 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準に関する省令」という。）において定めている技術的細目は、法施行令第6条の各号列記の基準項目のすべてについて定めたものではなく、当該基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。 ① 耐圧に関する基準（第1条） 法施行令第6条第1項第4号の「水圧に対し十分な耐力を有するものであること」及び「水が漏れるおそれがないものであること」についての技術的細目を次のように定めている。 ア～ウ 略 ② 浸出等に関する基準（第2条） 法施行令第6条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」についての技術的細目を次のように定めている。	5 略 第3章 給水装置の構造及び材質 1 給水装置の構造及び材質の基準 略 (1) 略 (2) 法施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準） ①～⑦ 略 (3) 厚生労働省令の概要 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準に関する省令」という。）において定めている技術的細目は、法施行令第5条の各号列記の基準項目のすべてについて定めたものではなく、当該基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。 ① 耐圧に関する基準（第1条） 法施行令第5条第1項第4号の「水圧に対し十分な耐力を有するものであること」及び「水が漏れるおそれがないものであること」についての技術的細目を次のように定めている。 ア～ウ 略 ② 浸出等に関する基準（第2条） 法施行令第5条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」についての技術的細目を次のように定めている。	(変更) (変更) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
ア～エ 略 ③ 水撃限界に関する基準（第3条） 法施行令第6条第1項第5号の「破壊を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目として、水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、一定の流速又は動水圧条件において止水機構を急閉止した際に生じる水撃作用による上昇圧力が一定以下となるものであるか、又は水撃防止器具を設置すること等の水撃防止措置が講ぜられているものでなければならないことを定めている。 ④ 防食に関する基準（第4条） 法施行令第6条第1項第5号の「侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目を次のように定めている。 ア～イ 略 ⑤ 逆流防止に関する基準（第5条） 法施行令第6条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」及び同条第1項第7号の「水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目を次のように定めている。 ア～イ 略 ⑥ 耐寒に関する基準（第6条） 法施行令第6条第1項第5号の「凍結を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目として、屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結	ア～エ 略 ③ 水撃限界に関する基準（第3条） 法施行令第5条第1項第5号の「破壊を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目として、水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、一定の流速又は動水圧条件において止水機構を急閉止した際に生じる水撃作用による上昇圧力が一定以下となるものであるか、又は水撃防止器具を設置すること等の水撃防止措置が講ぜられているものでなければならないことを定めている。 ④ 防食に関する基準（第4条） 法施行令第5条第1項第5号の「侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目を次のように定めている。 ア～イ 略 ⑤ 逆流防止に関する基準（第5条） 法施行令第5条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」及び同条第1項第7号の「水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目を次のように定めている。 ア～イ 略 ⑥ 耐寒に関する基準（第6条） 法施行令第5条第1項第5号の「凍結を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目として、屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結	(変更) (変更) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
のおそれのある場所に設置されている給水装置であつて、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止措置が講ぜられていないものについて、次のように定めている。 ア～イ 略 ⑦ 略 (4) 略 2 基準適合制度 (1)～(2) 略 (3) 基準適合品の使用 ①～④ 略 ⑤ 給水装置に使用する材料は、法施行令 <u>第6条</u> で規定する給水装置の構造及び材質の基準、基準省令に適合した製品で、使用場所に適したものを使用すること。なお、給水装置の維持管理上、特に重要な部分（配水管への取付口から水道メーターまで）の給水管及び給水用具は、企業長が承認したものを使用すること。 ⑥ 略 第4章 給水装置工事の設計 1～2 略 3 協 議 <u>事前協議書を必要とする範囲は次のとおりとし、別記第1号様式「給水に係る事前協議申請書」により協議する。なお、その協議事項に変更がある場合は別記第2号様式「事前協議変</u>	のおそれのある場所に設置されている給水装置であつて、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止措置が講ぜられていないものについて、次のように定めている。 ア～イ 略 ⑦ 略 (4) 略 2 基準適合制度 (1)～(2) 略 (3) 基準適合品の使用 ①～④ 略 ⑤ 給水装置に使用する材料は、法施行令 <u>第5条</u> で規定する給水装置の構造及び材質の基準、基準省令に適合した製品で、使用場所に適したものを使用すること。なお、給水装置の維持管理上、特に重要な部分（配水管への取付口から水道メーターまで）の給水管及び給水用具は、企業長が承認したものを使用すること。 ⑥ 略 第4章 給水装置工事の設計 1～2 略 3 協 議 <u>(1) 事前協議書を必要とする範囲は次のとおりとし、別記第1号様式「給水に係る事前協議申請書」により協議する。なお、その協議事項に変更がある場合は別記第2号様式「事前協</u>	(変更) (削除)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
更願書」により、再協議するものとする。 <u>① 給水管分岐口径もしくはメーター口径が30mm以上の給水を希望する場合（一般住宅2世帯の共有管を新設する場合を除く）。</u> <u>② スプリンクラー設置をする場合</u> <u>③ 給水管分岐口径もしくはメーター口径が30mm以上かつ、受水槽以下給水設備を直結給水施設に切り替える場合</u> <u>④ その他企業長が必要と認める場合。</u> <u>(2) 削除</u> 4～5 略 6 計画使用水量 略 (1) 直結直圧式給水の計画使用水量 略 ① 1戸建て等における同時使用水量の算定方法 ア 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法 同時に使用する給水用具の数を「表－4. 2」から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の使用水量の合計で同時使用水量を求める方法である。使用実態に合わせた設定が可能であるが、使	議変更願書」により、再協議するものとする。 <u>① 給水装置口径が30mm以上の給水を希望する場合。</u> <u>② 3階直結給水を希望する場合</u> <u>③ 直結増圧給水を希望する場合</u> <u>④ スプリンクラー設置をする場合</u> <u>⑤ 受水槽以下給水設備を直結給水施設に切り替える場合</u> <u>⑥ 協議内容に変更が生じた場合は変更協議書を提出すること。</u> <u>⑦ その他企業長が必要と認める場合。</u> <u>(2) 関係機関（道路、他の埋設所有者等）及び利害関係人等、十分協議を行うこと。</u> 4～5 略 6 計画使用水量 略 (1) 直結直圧式給水の計画使用水量 略 ① 1戸建て等における同時使用水量の算定方法 ア 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法 同時に使用する給水用具の数を「表－4. 2」から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の使用水量の合計で同時使用水量を求める方法である。使用実態に合わせた設定が可能であるが、	(変更) (削除) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄																				
使用実態は様々な条件により変動する。よって、全ての条件に対応するには、同時に使用する給水用具の設定を変えて計算する必要がある。その際、使用水量の多い<u>給水用具</u>、使用頻度の高い給水用具（台所、洗面等）を含めて設定するなどの配慮は必要である。学校や駅の手洗所のように同時使用率が高い場合には、手洗器、小便器及び大便器においては、その用途ごとに「表－４．２」を適用して合算する。一般的な末端給水用具の種類別吐水量は「表－４．３」のとおりである。 また、末端給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。（「表－４．４」） イ～ウ 略 ② 略 （２） 略 （３）受水槽式給水の計画使用水量 略 表－４．９ 業態別使用水量算定基準 <table><tr><th>業 態 名</th><th>原単位当 たり</th><th>最大使用 水量ℓ/日</th><th>平均使用 時間 h / 日</th><th>業 態 内 容 等</th></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table>	業 態 名	原単位当 たり	最大使用 水量ℓ/日	平均使用 時間 h / 日	業 態 内 容 等	略					使用実態は様々な条件により変動する。よって、全ての条件に対応するには、同時に使用する給水用具の設定を変えて計算する必要がある。その際、使用水量の多い<u>もの</u>、使用頻度の高い給水用具（台所、洗面等）を含めて設定するなどの配慮は必要である。学校や駅の手洗所のように同時使用率が高い場合には、手洗器、小便器及び大便器においては、その用途ごとに「表－４．２」を適用して合算する。一般的な末端給水用具の種類別吐水量は「表－４．３」のとおりである。 また、末端給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。（「表－４．４」） イ～ウ 略 ② 略 （２） 略 （３）受水槽式給水の計画使用水量 略 表－４．９ 業態別使用水量算定基準 <table><tr><th>業 態 名</th><th>原単位当 たり</th><th>最大使用 水量ℓ/日</th><th>平均使用 時間 h / 日</th><th>業 態 内 容 等</th></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table>	業 態 名	原単位当 たり	最大使用 水量ℓ/日	平均使用 時間 h / 日	業 態 内 容 等	略					(変更)
業 態 名	原単位当 たり	最大使用 水量ℓ/日	平均使用 時間 h / 日	業 態 内 容 等																		
略																						
業 態 名	原単位当 たり	最大使用 水量ℓ/日	平均使用 時間 h / 日	業 態 内 容 等																		
略																						

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後						改 正 前						備 考 欄
レストランA	〃	35	10	主に洋食を提供する飲食業をいう。 延床面積 100 m ² 未満	従 量 計 算 に よ り 算 定 す る ※ ト イ レ を 除 く	レストランA	〃	35	10	主に洋食を提供する飲食業をいう。 延床面積 100 m ² 未満	従 量 計 算 に よ り 算 定 す る ※ ト イ レ を 除 く	
レストランB	〃	30	10	〃 〃 100 m ² 以上 200 m ² 未満		レストランB	〃	30	10	主に洋食を提供する飲食業をいう。 〃 200 m ² 未満		
レストランC	〃	45	10	〃 〃 200 m ² 以上		レストランC	〃	45	10	主に洋食を提供する飲食業をいう。 〃 200 m ² 以上		
略						略						

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後					改 正 前					備考欄	
事務所等 1) 「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延床面積により「A～D」に分類する。 <u>ただし、延床面積500㎡以上のものについては、500㎡までを7ℓ/㎡で、500㎡以上を4ℓ/㎡で算定し、合算する。</u> ① 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。 ② 社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は事務所の一部として算入する。 ③ 外部利用者ある営業食堂は、「飲食業」により算定し、これを「事務所」に合算する。 2) 複合用途ビル ① 多種の事務所等のある場合、各室ごとに床面積を算定し、各々の業態の基準水量を適用し、合算する。 ② 対象面積に算入しない共有部分は、階段、エレベーター、パイプシャフト、共同トイレ、共同湯沸室等。					事務所等 1) 「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延床面積により「A～D」に分類する。 ① 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。 ② 社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は事務所の一部として算入する。 ③ 外部利用者ある営業食堂は、「飲食業」により算定し、これを「事務所」に合算する。 2) 複合用途ビル ① 多種の事務所等のある場合、各室ごとに床面積を算定し、各々の業態の基準水量を適用し、合算する。 ② 対象面積に算入しない共有部分は、階段、エレベーター、パイプシャフト、共同トイレ、共同湯沸室等。					(変更)	
略					略						
事務所A	延べ床 1 ㎡	20	9	<u>延床面積 50 ㎡未満</u>	事務所A	延べ床 1 ㎡	20	9	<u>延床面積 50 ㎡未満</u>		従量計算により算定する
事務所B	〃	10	9	<u>〃 50 ㎡以上 100 ㎡未満</u>	事務所B	〃	10	9	<u>〃 50 ㎡以上 100 ㎡未満</u>		
事務所C	〃	7	9	<u>〃 100 ㎡以上 500 ㎡未満</u>	事務所C	〃	7	9	<u>〃 100 ㎡以上 500 ㎡未満</u>		
事務所D	〃	4	9	<u>〃 500 ㎡以上</u>	事務所D	〃	4	9	<u>〃 500 ㎡以上</u>		
略					略						

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後				改 正 前				備考欄																																						
(学校、文化施設等) 略 7 略 8 給水管の分岐 (1) ～ (5) 略 (6) 配水管から分岐する給水管の最小口径は宅地内の止水栓まで <u>2 0 mm</u>とする。 (7) ～ (1 5) 略 表－ 4 . 1 6 分岐材料表 <table><tr><th>管 種</th><th>分岐口径</th><th>分岐方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="4">配水管 75 mm以上の場合</td></tr><tr><td rowspan="2">鋳鉄管 塩化ビニル 管 石綿管 鋼管 配水用ポリ エチレン管</td><td>25 mm以下</td><td>サドル付分水栓 <u>プラグ付き EF サドル</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td>30 mm以上</td><td>割 T 字管 サドル付分水栓 <u>(削除)</u></td><td>30 mmの引込み については 40 mmで分岐し、適 正な材料で落 す或いは第 1 止水栓の下流 で落すこと。 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td colspan="4">配水管 50 mmの場合</td></tr></table>				管 種	分岐口径	分岐方法	備 考	配水管 75 mm以上の場合				鋳鉄管 塩化ビニル 管 石綿管 鋼管 配水用ポリ エチレン管	25 mm以下	サドル付分水栓 <u>プラグ付き EF サドル</u>	<u>(削除)</u>	30 mm以上	割 T 字管 サドル付分水栓 <u>(削除)</u>	30 mmの引込み については 40 mmで分岐し、適 正な材料で落 す或いは第 1 止水栓の下流 で落すこと。 <u>(削除)</u>	配水管 50 mmの場合				(学校、文化施設等) 略 7 略 8 給水管の分岐 (1) ～ (5) 略 (6) 配水管から分岐する給水管の最小口径は宅地内の止水栓まで <u>2 0 mm以上</u>とする。 (7) ～ (1 5) 略 表－ 4 . 1 6 分岐材料表 <table><tr><th>管 種</th><th>分岐口径</th><th>分岐方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="4">配水管 75 mm以上の場合</td></tr><tr><td rowspan="2">鋳鉄管 塩化ビニル 管 石綿管 鋼管 配水用ポリ エチレン管</td><td>25 mm以下</td><td>サドル付分水栓</td><td><u>※規格品</u></td></tr><tr><td>30 mm以上</td><td>割 T 字管 サドル付分水栓 <u>(注 9)</u></td><td>30 mmの引込み については 40 mmで分岐し、適 正な材料で落 す或いは第 1 止水栓の下流 で落すこと。※ 規格外承認品</td></tr><tr><td colspan="4">配水管 50 mmの場合</td></tr></table>				管 種	分岐口径	分岐方法	備 考	配水管 75 mm以上の場合				鋳鉄管 塩化ビニル 管 石綿管 鋼管 配水用ポリ エチレン管	25 mm以下	サドル付分水栓	<u>※規格品</u>	30 mm以上	割 T 字管 サドル付分水栓 <u>(注 9)</u>	30 mmの引込み については 40 mmで分岐し、適 正な材料で落 す或いは第 1 止水栓の下流 で落すこと。※ 規格外承認品	配水管 50 mmの場合				(変更)
				管 種	分岐口径	分岐方法	備 考																																							
配水管 75 mm以上の場合																																														
鋳鉄管 塩化ビニル 管 石綿管 鋼管 配水用ポリ エチレン管	25 mm以下	サドル付分水栓 <u>プラグ付き EF サドル</u>	<u>(削除)</u>																																											
	30 mm以上	割 T 字管 サドル付分水栓 <u>(削除)</u>	30 mmの引込み については 40 mmで分岐し、適 正な材料で落 す或いは第 1 止水栓の下流 で落すこと。 <u>(削除)</u>																																											
配水管 50 mmの場合																																														
管 種	分岐口径	分岐方法	備 考																																											
配水管 75 mm以上の場合																																														
鋳鉄管 塩化ビニル 管 石綿管 鋼管 配水用ポリ エチレン管	25 mm以下	サドル付分水栓	<u>※規格品</u>																																											
	30 mm以上	割 T 字管 サドル付分水栓 <u>(注 9)</u>	30 mmの引込み については 40 mmで分岐し、適 正な材料で落 す或いは第 1 止水栓の下流 で落すこと。※ 規格外承認品																																											
配水管 50 mmの場合																																														
(変更)																																														

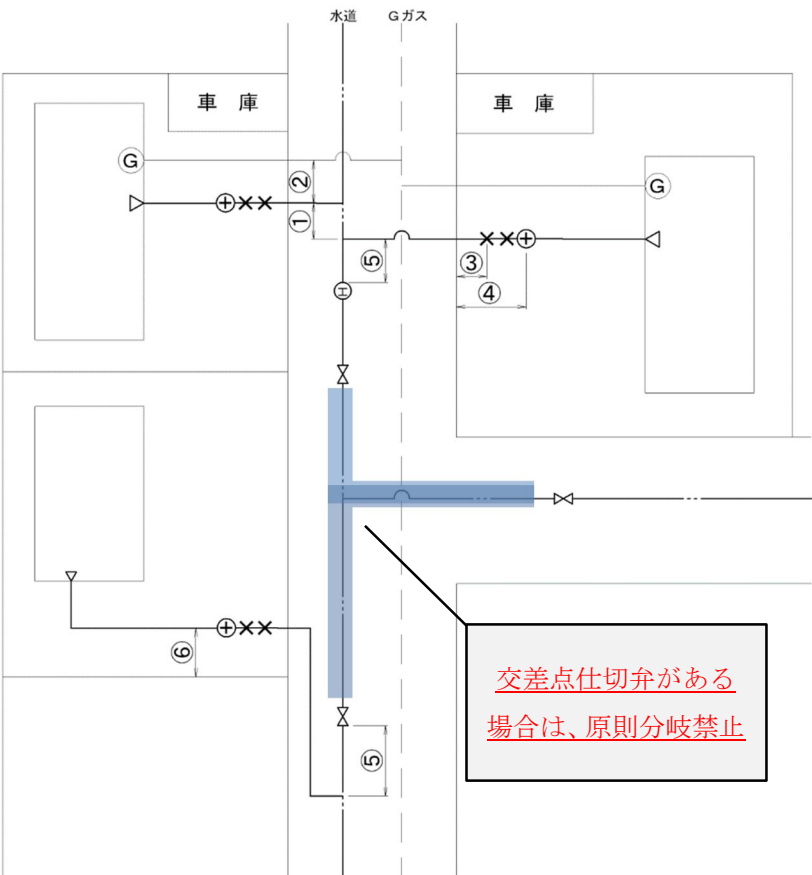
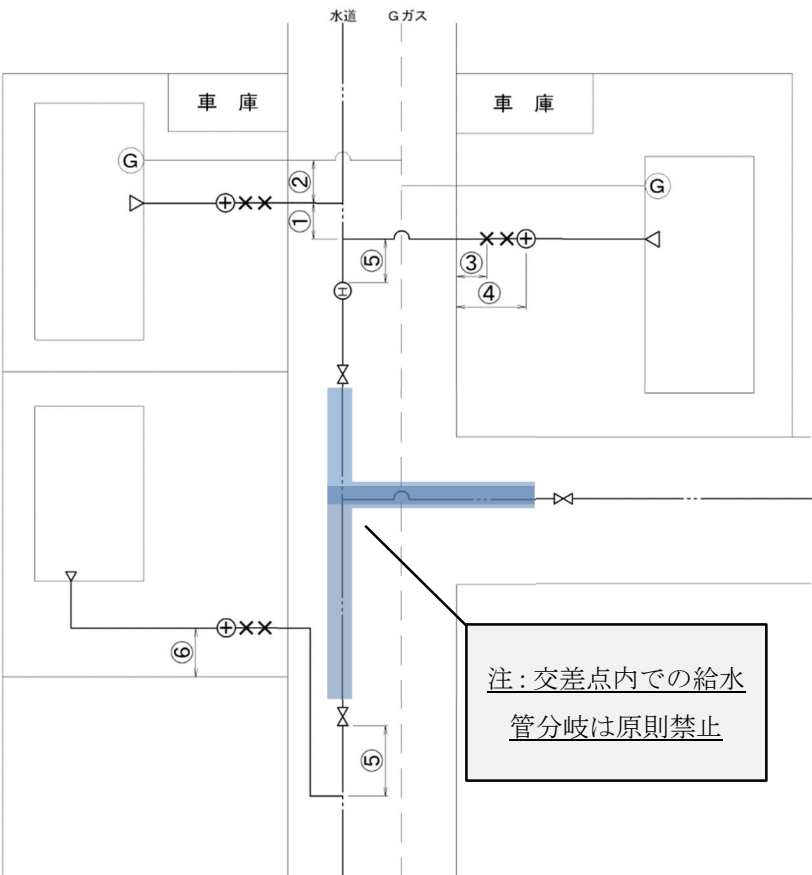
かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後				改 正 前				備考欄
<u>塩化ビニル管</u> <u>石綿管、鋼管</u> <u>配水用ポリエチレン管</u> <u>ダクタイル</u> <u>鋳鉄管</u>	25 mm以下	サドル付分水栓 <u>プラグ付きEFサドル</u>	<u>(削除)</u>	<u>塩化ビニル管</u> <u>石綿管、鋼管</u> <u>配水用ポリエチレン管</u> <u>ダクタイル</u> <u>鋳鉄管</u>	25 mm以下	サドル付分水栓	<u>※50×25 規格品</u>	
	30 mm以上	<u>サドル分水栓</u> <u>プラグ付きEFサドル</u> <u>割T字管</u>	<u>(削除)</u>		30 mm以上	<u>チーズ</u>	<u>鋳鉄製チーズ (塩ビ用)</u> <u>L A チーズ (鋼管用)</u> <u>V S P チーズ (鋼管用)</u>	
				<u>塩化ビニル管</u>		<u>割T字管</u>	<u>※規格外承認品</u>	
配水管 40 mm以下の場合				配水管 40 mm以下の場合				
<u>塩化ビニル管</u> <u>鋼管</u>	25 mm以下	サドル付分水栓 <u>チーズ</u>	<u>T S チーズ (V P 用)</u> <u>L A チーズ (鋼管用)</u> <u>V S P チーズ (鋼管用)</u>	<u>塩化ビニル管</u> <u>鋼管</u>	25 mm以下	サドル付分水栓	<u>※40×25 規格外承認品</u> <u>※40×20 規格品</u>	
	<u>30 mm</u>	チーズ	T S チーズ (V P 用) L A チーズ (鋼		<u>30 mm以下</u>	チーズ	T S チーズ (V P 用) L A チーズ (鋼	

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後				改 正 前				備考欄
			管用) V S Pチーズ (鋼管用)				管用) V S Pチーズ (鋼管用)	
(注1) 略				(注1) 略				
(注2) 割T字管による30mmの引込みについて、φ40×φ30のブッシング等の材料は令和8年4月1日現在、認証されている材料は無い。				(注2) 割T字管による30mmの引込みについて、φ40×φ30のブッシング等の材料は平成31年4月1日現在、認証されている材料は無い。				
(注3) 本管が配水用ポリエチレン管の場合、本管布設と同時(一体)施行の場合は融着式を原則とする。				(注3) 本管が配水用ポリエチレン管の場合、本管布設と同時(一体)施行の場合は融着式を原則とする。				
<u>(注4) 削除</u>				<u>(注4) 本管が塩化ビニル管50mmの場合、分岐口径が40mmの時は、割T字管を使用することができる。</u>				(変更)
<u>(注4)</u> 上記の表に該当しない分岐材料の使用については、企業長の承認を受けること。				<u>(注5)</u> 上記の表に該当しない分岐材料の使用については、企業長の承認を受けること。				
<u>(注6) 削除</u>				<u>(注6) T S チーズを使用する場合は、切管及び伸縮離脱防止継手を使用し、適確に接続すること。</u>				(削除)
<u>(注5)</u> L A ・ V S P チーズを使用する場合は、切管及びL A ソケット等を使用し、適確に接続すること。				<u>(注7)</u> L A ・ V S P チーズを使用する場合は、切管及びL A ソケット等を使用し、適確に接続すること。				(変更)
<u>(注6)</u> 異形管からは分岐しないこと。				<u>(注8)</u> 異形管からは分岐しないこと。				
<u>(注7)</u> 分岐口径30mmに限り、本管深度0.9m以上ある場合はサドル分水栓を使用できる。				<u>(注9)</u> 分岐口径30mmに限り、本管深度0.9m以上ある場合はサドル分水栓を使用できる。				(削除)
図ー4.6 取り出し標準図1				図ー4.6 取り出し標準図1				(変更)
								(変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改正後	改正前	備考欄
 ①～⑥ 略 9～10 略 11 メーターの位置基準 略	 ①～⑥ 略 9～10 略 11 メーターの位置基準 略	(変更)

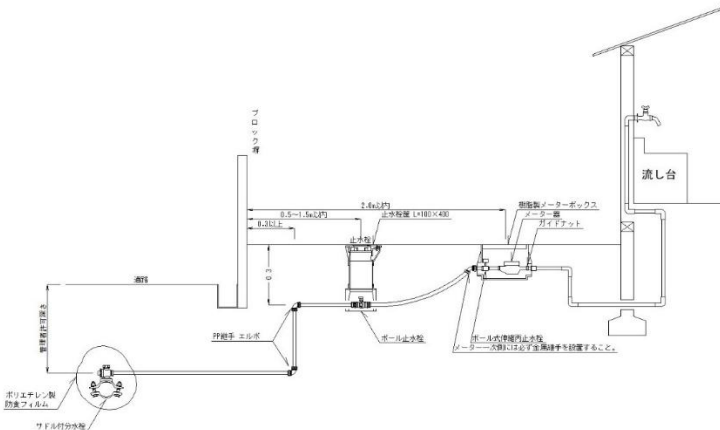
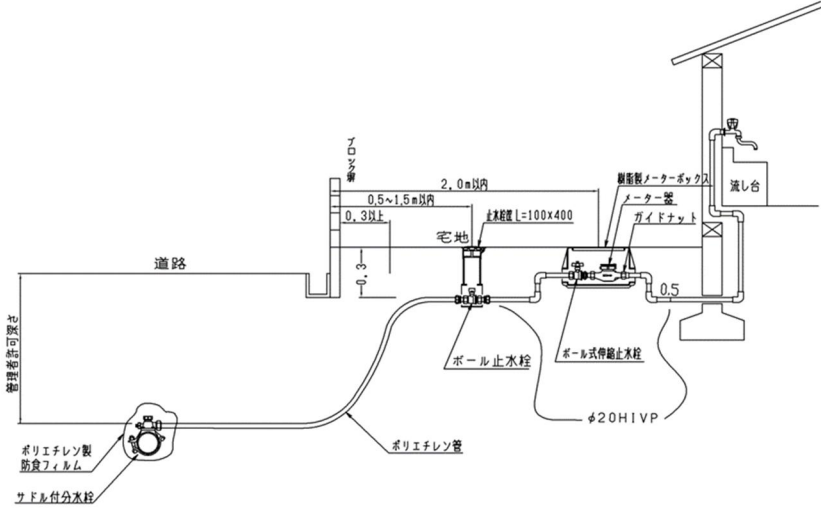
かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄																																														
(1) ～ (14) 略 (15) メーターボックスは、<u>原則</u>、「表－4. 19」に示すとおりとする。 (16) ～ (17) 略 1.2 メーターの設置基準 (1) ～ (4) 略 1.3 使用材料 (1) 略 表－4. 20 使用材料一覧表 <table><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>呼 径</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="5">ポリエチレン管</td><td>JWWA K 144</td><td>50 mm～150 mm</td><td>配水用ポリエチレン管</td></tr><tr><td>JWWA K 145</td><td>50 mm～150 mm</td><td>継手</td></tr><tr><td>JIS K 6762</td><td rowspan="2">13 mm～40 mm</td><td>1 種二層管</td></tr><tr><td>JWWA B 116</td><td>金属継手</td></tr><tr><td><u>PWA・JP</u> <u>JIS 外径</u> <u>SDR11 系列</u> <u>最低肉厚 3mm</u></td><td><u>20 mm～40 mm</u></td><td><u>水道給水用高密度ポリエチレン管 (PE100) 及び継手</u></td></tr></table>	品 名	規 格	呼 径	備 考	略				ポリエチレン管	JWWA K 144	50 mm～150 mm	配水用ポリエチレン管	JWWA K 145	50 mm～150 mm	継手	JIS K 6762	13 mm～40 mm	1 種二層管	JWWA B 116	金属継手	<u>PWA・JP</u> <u>JIS 外径</u> <u>SDR11 系列</u> <u>最低肉厚 3mm</u>	<u>20 mm～40 mm</u>	<u>水道給水用高密度ポリエチレン管 (PE100) 及び継手</u>	(1) ～ (14) 略 (15) メーターボックスは、<u>企業長が使用承認したもので、選定は「表－4. 19」に示すとおりとする。</u> (16) ～ (17) 略 1.1 メーターの設置基準 (1) ～ (4) 略 1.3 使用材料 (1) 略 表－4. 20 使用材料一覧表 <table><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>呼 径</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="5">ポリエチレン管</td><td>JWWA K 144</td><td>50 mm～150 mm</td><td>配水用ポリエチレン管</td></tr><tr><td>JWWA K 145</td><td>50 mm～150 mm</td><td>継手</td></tr><tr><td>JIS K 6762</td><td rowspan="2">13 mm～40 mm</td><td>1 種二層管</td></tr><tr><td>JWWA B 116</td><td>金属継手</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	品 名	規 格	呼 径	備 考	略				ポリエチレン管	JWWA K 144	50 mm～150 mm	配水用ポリエチレン管	JWWA K 145	50 mm～150 mm	継手	JIS K 6762	13 mm～40 mm	1 種二層管	JWWA B 116	金属継手				(変更) (変更) (変更) (変更)
品 名	規 格	呼 径	備 考																																													
略																																																
ポリエチレン管	JWWA K 144	50 mm～150 mm	配水用ポリエチレン管																																													
	JWWA K 145	50 mm～150 mm	継手																																													
	JIS K 6762	13 mm～40 mm	1 種二層管																																													
	JWWA B 116		金属継手																																													
	<u>PWA・JP</u> <u>JIS 外径</u> <u>SDR11 系列</u> <u>最低肉厚 3mm</u>	<u>20 mm～40 mm</u>	<u>水道給水用高密度ポリエチレン管 (PE100) 及び継手</u>																																													
品 名	規 格	呼 径	備 考																																													
略																																																
ポリエチレン管	JWWA K 144	50 mm～150 mm	配水用ポリエチレン管																																													
	JWWA K 145	50 mm～150 mm	継手																																													
	JIS K 6762	13 mm～40 mm	1 種二層管																																													
	JWWA B 116		金属継手																																													

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後				改 正 前				備考欄
略				略				(変更) (追加)
<u>プラグ付E Fサドル</u>	PTC K 13	20 mm～ 25 mm	(削除)	<u>E Fサドル</u>	PTC K 13	20 mm～ 25 mm	※かずさ水道広域連 合企業団承認品	
割T字管	※規格外品	40 mm～ 100 mm	(削除)	割T字管	※規格外品	40 mm～ 100 mm	※かずさ水道広域連 合企業団承認品	
止水栓（ボー ル式）	JWWA B 108	13 mm～ <u>40</u> mm		止水栓（ボー ル式）	JWWA B 108	13 mm～ <u>50</u> mm		
略				略				
<u>(注1) 承認会社等については、広域連合企業団に確認すること。</u>				<u>(注) 承認会社等については、広域連合企業団に確認すること。</u>				
<u>(注2) 配水管が配水用ポリエチレン管の場合、配水管布設と同 時（一体）施工の場合は水道給水用高密度ポリエチレン管を使用 し、EF 接合を原則とする。</u>								

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
図－４．２１（１） 給水装置施工図 口径 <u>20・25mm</u> ポリエチレン管 <u>(PP)</u> 取出し標準図（直角取出し）  （注）ポリエチレン管 <u>(PP)</u> は最小生曲げ半径以上で生曲げ配管することができる。 <u>また、生曲げ配管については、埋設深さ及び廻りの構造物に支障がないこと。</u>	図－４．２１（１） 給水装置施工図 口径 <u>20mm</u> ポリエチレン管取出し標準図（直角取出し）  （注）ポリエチレン管は最小生曲げ半径以上で生曲げ配管することができる。	（変更） （変更） （追加）

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(削除) (削除) (削除) 図－４．２２（２） 給水装置施工図 略 (２) 略 1.4 給水管の配管 (1) 給水管の配管口径は、配水管の分岐から第一止水栓までは、同口径を原則とする。<u>また、第一止水栓を省略した場合は丙止水栓まで同口径を原則とする。</u> (2) ～ (11) 略	口径 25mm ポリエチレン管取出し標準図（直角取出し） (注) 25mmのポリエチレン管を配管する場合、最小曲げ半径以上で生曲げ配管が可能な場合は、下部のエルボを省略できる。生曲げ配管については、埋設深さ及び廻りの構造物に支障がないこと。 図－４．２２（２） 給水装置施工図 略 (２) 略 1.3 給水管の配管 (1) 給水管の配管口径は、配水管の分岐から第一止水栓までは、同口径を原則とする。 (2) ～ (11) 略	(削除) (削除) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(1 2) 下記材料の施行要領記載 略 ①～④ 略 <u>⑤ 給水用高密度ポリエチレン管 (PWA・J P)</u> <u>給水用高密度ポリエチレン管は、優れた化学的安定性と強度を兼ね備えた管種であり、金属管のような腐食や錆の心配がなく、内面が非常に滑らかであるため、長期間使用してもスケールの付着による通水能力の低下が起きにくい。耐震性も高く、地震や地盤沈下に対しても高い信頼性を有する。</u> <u>施工面では、専用の継手を用いた電気融着 (EF 接合) により、管と継手が分子レベルで一体化するため、接合部からの漏水リスクを極めて低く抑えることができる。</u> <u>なお、有機溶剤、ガソリン等に触れるおそれのある箇所で</u> <u>の使用は、避けなければならない。</u> <u>⑥ 架橋ポリエチレン管 (J I S K 6 7 8 7)</u> 略 <u>⑦ ポリブテン管 (J I S K 6 7 9 2)</u> 略 <u>⑧ ダクティル鋳鉄管 (J W W A G 1 1 3 ・ 1 2 0)</u> 略 <u>1 5</u> 防護措置 (1) ～ (6) 略 <u>1 6</u> 危険防止の措置	(1 2) 下記材料の施行要領記載 略 ①～④ 略 ⑤ 架橋ポリエチレン管 (J I S K 6 7 8 7) 略 ⑥ ポリブテン管 (J I S K 6 7 9 2) 略 ⑦ ダクティル鋳鉄管 (J W W A G 1 1 3 ・ 1 2 0) 略 <u>1 4</u> 防護措置 (1) ～ (6) 略 <u>1 5</u> 危険防止の措置	(追加) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(1) ～ (7) 略 <u>1.7</u> 受水槽式の設備 略 (1) ～ (6) 略 第5章 給水装置工事の施工 1 ～ 5 略 6 給水管の分岐工事 略 (1) 分岐工事 略 ① 道路を掘削するときは、事前にかずさ水道広域連合企業団<u>工務課</u>給水装置班に連絡すること。なお、閉庁日の分岐工事は原則禁止する。 ②～⑤ 略 (2) ～ (3) 略 7 ～ 8 略 9 給水管の配管工事 (1) 共通事項 ①～④ 略	(1) ～ (7) 略 <u>1.6</u> 受水槽式の設備 略 (1) ～ (6) 略 第5章 給水装置工事の施工 1 ～ 5 略 6 給水管の分岐工事 略 (1) 分岐工事 略 ① 道路を掘削するときは、事前にかずさ水道広域連合企業団<u>工務2課</u>給水装置班に連絡すること。なお、閉庁日の分岐工事は原則禁止する。 ②～⑤ 略 (2) ～ (3) 略 7 ～ 8 略 9 給水管の配管工事 (1) 共通事項 ①～④ 略	(変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
⑤ 配管にあたって、他の埋設物や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等による事故の未然防止及び修理作業を考慮し、他の埋設物との離隔を上下左右とも原則として30 cm 以上確保すること。(図－5. 2 サンドブラスト現象参照) <u>なお、30 cm の離隔を確保できない場合は、ゴム板等で適切に防護すること。</u> ⑥～⑮ 略 <u>⑯ 水圧試験は、1. 75 MPa を1分間加圧ポンプにより加圧することにより行い、漏れがないことを確認すること。</u> (2) 分岐部からメーター先までの配管 配水管から分岐して<u>メーター</u>までの使用材料について、<u>原則</u>、口径40 mm以下の配管はポリエチレン1種二層管、口径50 mm以上は配水管の管種に準ずる。 なお、承認使用材料は、第4章第12号「表－4. 20」参照 ① ポリエチレン管 <u>(PP)</u> の配管 ア～ウ 略 エ 水道用ポリエチレン1種二層管の曲げ配管の施工は、次の表による最小曲げ半径(R)以上であれば生曲げ配管することができる。 <u>表－5. 2</u> ポリエチレン管最小曲げ半径は下表の通りとする。	⑤ 配管にあたって、他の埋設物や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等による事故の未然防止及び修理作業を考慮し、他の埋設物との離隔を上下左右とも原則として30 cm 以上確保すること。(図－5. 2 サンドブラスト現象参照) ⑥～⑮ 略 (2) 分岐部からメーター先までの配管 配水管から分岐して<u>第1止水栓</u>までの使用材料について、口径40 mm以下の配管はポリエチレン1種二層管、口径50 mm以上は配水管の管種に準ずる。 なお、承認使用材料は、第4章第12号「表－4. 20」参照 ① ポリエチレン管の配管 ア～ウ 略 エ 水道用ポリエチレン1種二層管の曲げ配管の施工は、次の表による最小曲げ半径(R)以上であれば生曲げ配管することができる。 <u>表－5. 1</u> ポリエチレン管最小曲げ半径は下表の通りとする。	(追加) (追加) (変更) (変更) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後			改 正 前			備考欄
呼び径	φ 20mm	φ 25mm	呼び径	φ 20mm	φ 25mm	(変更)
最小曲げ半径	<u>700mm</u>	<u>800mm</u>	最小曲げ半径	<u>540mm</u>	<u>680mm</u>	
(ア) ～ (イ) 略 オ～カ 略 <u>② 給水用高密度ポリエチレン管 (P E) の配管</u> <u>ア 施工一般</u> <u>(ア) 給水用高密度ポリエチレン管の配管作業 (継手・サドル</u> <u>接合、サドル穿孔を含む) に従事する技能者は、各メーカー</u> <u>主催の施工講習会の受講者でなければならない。管の清掃、</u> <u>融着面の切削 (スクレープ)、融着面の清掃、継手への管の</u> <u>挿入と固定、融着準備 (コントローラーの準備、ケーブルの</u> <u>セット、融着データの入力)、融着、検査 (インジケータの</u> <u>確認)、冷却、固定の解除を行い、各メーカーの施工マニ</u> <u>アル等に従わなければならない。</u> <u>(イ) 使用材料は、同一工事同一メーカーを原則とする。</u> <u>(ウ) 継手管理として、EF 継手の接合が確実に行われたこと</u> <u>を EF 接合チェックシートに記録すること。給水用高密度ポ</u> <u>リエチレン管の水圧テストは、最後の EF 接合終了後、下記</u> <u>の最低待ち時間以降に行なう。通水完了後、不良箇所がない</u> <u>かどうか確認すること。</u> <u>【最低待ち時間】</u> <u>呼び径 20 : 10 分</u> <u>呼び径 25 : 15 分</u> <u>呼び径 30～40、EF サドル : 30 分</u>			(ア) ～ (イ) 略 オ～カ 略			(追加)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<u>(エ) 汚染土壌で有機溶剤の浸透が懸念される場合や区画整理 地内商業地等の土壌汚染が懸念される場所は、有機溶剤浸 透防止スリーブを被覆するものとする。</u> <u>(エ) 曲げ配管は、原則行わないこととする。</u> <u>イ 分岐</u> <u>(ア) プラグ（止水機能）付 EF サドルを取付ける前に、配水管 に付着した泥土をウエスで取除く。</u> <u>(イ) サドル融着面よりひと回り広い範囲に標線を引き、切削 面をマーキングする。袋に入った状態で行うよう注意する こと。</u> <u>(ウ) 手カンナ又はサドル用スクレーパーを用いて、マーキン グが完全になくなるまで確実に切削する。</u> <u>(エ) ペーパータオルにアセトン等を浸み込ませ、素手で清掃 する。</u> <u>(オ) 分岐する給水管の取出し方向に合わせてプラグ（止水機 能）付 EF サドルを設置する。この時、水平器などを使用 して管軸に垂直にサドルを設置すること。</u> <u>(カ) 同梱のクランプを用いて固定し、融着する。融着後イン ジケータ隆起の確認を行い、通電終了後 5 分以上クラン プで固定し、冷却を行う。</u> <u>(キ) 給水管を接続する。水圧試験を行う場合は、30 分以上冷 却する。</u> <u>ウ 穿孔</u> <u>穿孔は必ず手動で行い、専用工具を用いて、メーカーの施工 手順書に準じて適切に行うこと。</u>		

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<u>(ア) サドルのキャップを外し、アダプター、ボールバルブの順に手締めで垂直に取付け、バルブを開く。</u> <u>(イ) 穿孔機にハンドルを差し込み、右回転させて穿孔する。</u> <u>不断水分岐の場合は、サドル融着完了から 30 分以上経過後穿孔を行う。(穿孔はハンドルが当たるネジ最下部まで確実に実施する。)</u> <u>(ウ) ハンドルを左回転させ、必ずキリを最上端まで上げた後、バルブを閉める。</u> <u>(エ) 穿孔機をバルブから取外し、切片押出棒をコンクリート等の硬い場所へ打ち付けるかハンマーで叩き、穿孔片を取り除く。</u> <u>(オ) シールプラグを挿入機にセットし、六角シャフト先端にプラグを奥まで差し込み、プラグが落下しないことを確認する。</u> <u>(カ) 挿入機をバルブ上部に手締めにて取付け、バルブを開いて挿入棒が止まる位置まで真っ直ぐ押し下げる。</u> <u>(キ) ハンドルを右回転させ挿入標線まで下ろすと、シールプラグが適正な位置に挿入できる。(標線までねじ込んだ状態が「開栓」、最後までねじ込んだ状態が「閉栓」となる。)</u> <u>(ク) ハンドルを引き上げ、挿入機からプラグを外す。</u> <u>(ケ) 挿入機、バルブ、アダプタを取り外す。</u> <u>(コ) サドル上部に PE キャップを手で確実に締め込む。</u> <u>(サ) プラグ挿入済であることが判別できるように表示すること。</u> オ 接続		

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
<u>(ア) 管に有害の傷(管厚の 10%以上)の有無を確認し、ある場合はその箇所を切断除去した後に、管端から 100 mm以上の範囲の管全周を清掃すること。</u> <u>(イ) 既定の差込長さの位置に標線を記入し、切削面をマーキングしてスクレーパーにより管端から標線まで管表面を完全に切削すること。</u> <u>(ウ) 管(挿し口)の切削面と受口の内面全体をエタノールまたはアセトン等を浸み込ませたペーパータオル(パルプ 100%)もしくはウェットワイパーで清掃し、管(挿し口)を標線位置まで挿入し、クランプで固定すること。</u> <u>(エ) コントローラー(電気融着機)からの通電により、接合面に埋め込んだ電熱線を発熱させて、管継手内面と管外面の樹脂を加熱溶融し、インジケーターが隆起していることを確認すること。</u> <u>(オ) 融着終了後、規定の時間を十分に固定した状態で冷却すること。</u> ②～⑤ 略 (3) ～ (4) 略 (5) 接合方法 ①～⑦ 略 ⑧ ダクタイル鋳鉄管の接合 略 (ア) K形継手による接合 ・ 1 ～ ・ 7 略	②～⑤ 略 (3) ～ (4) 略 (5) 接合方法 ①～⑦ 略 ⑧ ダクタイル鋳鉄管の接合 略 (ア) K形継手による接合 ・ 1 ～ ・ 7 略	(変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄																		
・ T頭ボルトを受け口側から挿入し、平均に締め付けていくようにし、受口と押輪間隔が均一に確保されるようにする。なお、標準締め付けトルクは、<u>表－5. 3</u>を基準とし、定期的に検定を受けているトルクレンチを用いて、締め付けトルクを確認する。 なお、ボルト・ナットの締め付けに当たり、ガソリン等を使用して塗装を傷つけるような洗浄をしてはならない。 ・ 8 略 <u>表－5. 3</u> 締付トルク <table border="1"> <tr> <th>寸法</th><th>T頭ボルト・ナット (N・m)</th><th>フランジ六角ボルト・ナット (N・m)</th></tr> <tr> <td>M 16</td><td>60</td><td>60</td></tr> <tr> <td>M 20</td><td>100</td><td>90</td></tr> </table> (イ)～(ウ) 略 ⑨～⑫ 略 10～11 略 第6章～第7章 略 第8章 給水装置工事の手続き 略	寸法	T頭ボルト・ナット (N・m)	フランジ六角ボルト・ナット (N・m)	M 16	60	60	M 20	100	90	・ T頭ボルトを受け口側から挿入し、平均に締め付けていくようにし、受口と押輪間隔が均一に確保されるようにする。なお、標準締め付けトルクは、<u>表－5. 2</u>を基準とし、定期的に検定を受けているトルクレンチを用いて、締め付けトルクを確認する。 なお、ボルト・ナットの締め付けに当たり、ガソリン等を使用して塗装を傷つけるような洗浄をしてはならない。 ・ 8 略 <u>表－5. 2</u> 締付トルク <table border="1"> <tr> <th>寸法</th><th>T頭ボルト・ナット (N・m)</th><th>フランジ六角ボルト・ナット (N・m)</th></tr> <tr> <td>M 16</td><td>60</td><td>60</td></tr> <tr> <td>M 20</td><td>100</td><td>90</td></tr> </table> (イ)～(ウ) 略 ⑨～⑫ 略 10～11 略 第6章～第7章 略 第8章 給水装置工事の手続き 略	寸法	T頭ボルト・ナット (N・m)	フランジ六角ボルト・ナット (N・m)	M 16	60	60	M 20	100	90	(変更)
寸法	T頭ボルト・ナット (N・m)	フランジ六角ボルト・ナット (N・m)																		
M 16	60	60																		
M 20	100	90																		
寸法	T頭ボルト・ナット (N・m)	フランジ六角ボルト・ナット (N・m)																		
M 16	60	60																		
M 20	100	90																		

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
1～2 略 3 給水装置工事の申込み (1) 一般事項 ① 略 ② 申込書（各共通） 略 (ア) 略 記入方法 給水装置新設等承認申込書(施行規程第 2 条第 1 項第 1 号様式) 図略 (注) 文字は明確に書き、漢字は楷書とすること。 <u>① 工事種別が新設のもの以外は水栓番号を 1 0 桁で記入する。</u> <u>② 申込者は所有者であり、住所及び氏名（フリガナ）を自筆で記入し、押印すること（個人の場合は自筆により押印省略可）。</u> <u>③ 代理人の指定番号及び指定工事事業者名を記入し、押印すること。</u> <u>④ 主任技術者は、本工事の選任者であり、免状番号及び氏名を記入し、押印すること。</u> <u>⑤ 工事の種別は、正しくチェックすること。</u> <u>⑥ 用途は、正しくチェックすること。なお、一般住宅以外は、余白に詳細用途を記入すること。（例）コン柱、散水栓、集合住宅、事務所等。</u>	1～2 略 3 給水装置工事の申込み (1) 一般事項 ① 略 ② 申込書（各共通） 略 (ア) 略 記入方法 給水装置新設等承認申込書(施行規程第 2 条第 1 項第 1 号様式) 図略 (注) 文字は明確に書き、漢字は楷書とすること。 ① 申込者は所有者であり、住所及び氏名（フリガナ）を自筆で記入し、押印すること。 ② 代理人の指定番号及び指定工事事業者名を記入し、押印すること。 ③ 主任技術者は、本工事の選任者であり、免状番号及び氏名を記入し、押印すること。 ④ 工事の種別は、正しくチェックすること。 ⑤ 用途は、正しくチェックすること。なお、一般住宅以外は、余白に詳細用途を記入すること。（例）コン柱、散水栓、集合住宅、事務所等。	(追加) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
⑦ 工事場所は地番を記入する。但し、住居表示地区は表示と差異がある場合は地番の後に（ ）書きで住居表示番号を記入すること。また、公図及び謄本も提出すること。 ⑧ 建物に給水する場合、当該建築物の許可者、番号及び許可日を記入すること。 ⑨ 申込者自筆により氏名を記入し、押印すること <u>（②と同様に省略可）。</u> ⑩ 受託を受けた指定工事事業者名を記入し、押印すること。 ⑪ 申込条件に自筆により氏名を記入し、押印すること <u>（②と同様に省略可）。</u> 記入方法 給水装置工事設計審査申請書（施行規程第3条第2項2号様式） 図略 （注）文字は明確に書き、漢字は楷書とすること。 ① 略 ② <u>特記事項がある場合は記載する。</u> ③ 工事内容は、正しくチェックすること。（該当する項目がある場合） ④ 申請メーター口径を、記入すること。 ⑤ 道路占用申請を伴う場合には、該当するものを○で囲むこと。又、該当しない場合は、番号欄に「－」を記入すること。なお、道路占用許可等を受けた場合は、竣工時に許可番号及び道路使用許可番号（警察署）を記入すること。 ⑥ 事前協議回答書がある場合、回答書番号及び日付を記	⑥ 工事場所は地番を記入する。但し、住居表示地区は表示と差異がある場合は地番の後に（ ）書きで住居表示番号を記入すること。また、公図及び謄本も提出すること。 ⑦ 建物に給水する場合、当該建築物の許可者、番号及び許可日を記入すること。 ⑧ 申込者自筆により氏名を記入し、押印すること。 ⑨ 受託を受けた指定工事事業者名を記入し、押印すること。 ⑩ 申込条件に自筆により氏名を記入し、押印すること。 記入方法 給水装置工事設計審査申請書（施行規程第3条第2項2号様式） 図略 （注）文字は明確に書き、漢字は楷書とすること。 ① 略 ② 工事内容は、正しくチェックすること。（該当する項目がある場合） ③ 申請メーター口径を、記入すること。 ④ 道路占用申請を伴う場合には、該当するものを○で囲むこと。又、該当しない場合は、番号欄に「－」を記入すること。なお、道路占用許可等を受けた場合は、竣工時に許可番号及び道路使用許可番号（警察署）を記入すること。 ⑤ 事前協議回答書がある場合、回答書番号及び日付を記	（変更） （変更） （変更） （変更） （変更） （追加） （変更） （変更） （変更） （変更）

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
入すること。 ⑦ 給水工事申請手数料の数量（通常は1件であるが、新設の集合住宅等数件分を1枚に兼ねることができる。）、メーター1個あたり4,000円とし総額を記入すること。 ⑧ 加入負担金は、給水申込みに従い、新設の場合は、口径、件数及び金額、改造による口径変更の場合は、既設口径から新設口径（例13→20）を記入し、負担金に係る差額金額等を記入すること。なお、件数については、通常は1件であるが、新設集合住宅等の場合は、1枚に兼ねることができる。 （イ）～（エ） 略 （2） 略 （3） 改造工事の場合 一般事項に準じる他、次のとおりとする。 ア 加入負担金に関する負担金の算定 （ア）略 【計算例の加入負担金額は令和8年4月現在（消費税率10%）】 例1）増径する場合（13mm（旧）→20mm（新）口径変更の場合） ¥110,000円→¥297,000円、差額として¥187,000円（負担金額） 例2）減径する場合（25mm（旧）→20mm（新）口径変更の場合） ¥506,000円→¥297,000円、差額として¥209,000円 差額¥209,000円を利用し13mmメーター（¥110,000円）の権利取得可能（余剰金は還付しない。） ②（削除）	入すること。 ⑥ 給水工事申請手数料の数量（通常は1件であるが、新設の集合住宅等数件分を1枚に兼ねることができる。）、メーター1個あたり4,000円とし総額を記入すること。 ⑦ 加入負担金は、給水申込みに従い、新設の場合は、口径、件数及び金額、改造による口径変更の場合は、既設口径から新設口径（例13→20）を記入し、負担金に係る差額金額等を記入すること。なお、件数については、通常は1件であるが、新設集合住宅等の場合は、1枚に兼ねることができる。 （イ）～（エ） 略 （2） 略 （3） 改造工事の場合 一般事項に準じる他、次のとおりとする。 ア 加入負担金に関する負担金の算定 （ア）略 【計算例の加入負担金額は令和元年10月現在（消費税率10%）】 例1）増径する場合（13mm（旧）→20mm（新）口径変更の場合） ¥110,000円→¥297,000円、差額として¥187,000円（負担金額） 例2）減径する場合（25mm（旧）→20mm（新）口径変更の場合） ① ¥506,000円→¥297,000円、差額として¥209,000円 差額¥209,000円を利用し13mmメーター（¥110,000円）の権利取得可能（余剰金は還付しない。） ② ¥506,800円→¥297,000円、差額として¥209,800円	（変更） （変更） （変更）

改	正	後		改	正	前	備考欄
(イ)	略						(削除)
(4)	集合住宅の場合						
	一般事項に準じる他、次のとおりとする。						
①	新設の場合			②	新設の場合		
	ア 申込書は一枚に兼ねることができる。なお、手数料(設計審査・竣工検査)及び加入負担金は、給水装置の総数である。				ア 申込書は一枚に兼ねることができる。なお、手数料(設計審査・竣工検査)及び給水工事負担金は、給水装置の総数である。		(変更)
	イ 略				イ 略		
②	略			②	略		
(5)～(7)				(5)～(7)			
(8)	受水槽式の場合			(8)	受水槽式の場合		
	一般事項に準じる他、次のとおりとする。				一般事項に準じる他、次のとおりとする。		
①	受水槽以下各戸検針を希望する場合			②	受水槽以下各戸検針を希望する場合		
	加入負担金に関する規程第5条第1項により、受水槽以下の各戸の装置を給水装置とみなす。ただし、給水装置を移動することはできない。				加入負担金に関する規程第6条第1項により、受水槽以下の各戸の装置を給水装置とみなす。ただし、給水装置を移動することはできない。		(変更)
	ア～イ 略				ア～イ 略		
②	略			②	略		
(9)	略			(9)	略		
4	設計審査			4	設計審査		
	給水装置工事を施行する場合は、条例7条第2項の規定により、管理者の設計審査を受けなければならない。				給水装置工事を施行する場合は、条例7条第2項の規定により、管理者の設計審査を受けなければならない。		(変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、給水装置工事材料表（第 号様式）及び施工方法が法施行令第6条及び広域連合企業団の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。 なお、提出された書類の記載内容及び設計内容に不備がある場合、あるいは設計内容に支障があると認められる場合は、その訂正又は改善方法について指示するので、申請手続きを行う <u>主任技術者</u>は、指示に従い必要箇所の修正を行わなければならない。なお、重要な修正を要する場合は、修正するまで承認は保留する。 (1) 略 5～7 略 8 自主検査 (1) <u>主任技術者</u>は、工事施工中及び完了後に次の自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。設計図に基づき、次の事項を確認すること。 ①～⑨ 略 ⑩ 給水装置の構造及び材質が法施行令第6条及び広域連合企業団の施行基準に適合していることの確認 ⑪～⑬ 略 9 竣工検査	設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、給水装置工事材料表（第 号様式）及び施工方法が法施行令第5条及び広域連合企業団の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。 なお、提出された書類の記載内容及び設計内容に不備がある場合、あるいは設計内容に支障があると認められる場合は、その訂正又は改善方法について指示するので、申請手続きを行う <u>給水装置工事主任技術者</u>は、指示に従い必要箇所の修正を行わなければならない。なお、重要な修正を要する場合は、修正するまで承認は保留する。 (1) 略 5～7 略 8 自主検査 (1) <u>給水装置工事主任技術者</u>は、工事施工中及び完了後に次の自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。設計図に基づき、次の事項を確認すること。 ①～⑨ 略 ⑩ 給水装置の構造及び材質が法施行令第5条及び広域連合企業団の施行基準に適合していることの確認 ⑪～⑬ 略 9 竣工検査	(変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
(1) ～ (2) 略 (3) 主任技術者の立会い 竣工検査の立会いは、法施行規則第36条第1項の規定により、当該給水装置<u>工事</u>を行うものとして指名された<u>主任技術者</u>と補助者、計2名とする。 ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している同等の者を立会い者とすることができる。 (4) 現場検査 竣工図を基に現場で当該工事を施行した主任技術者の立会いの下、当該給水装置が法施行令<u>第6条</u>の基準及び広域連合企業団の施行基準に適合していることを確認する。 検査項目は、別記検査報告書に記載されている竣工検査項目等とする。 この結果、適合していない場合は、手直し後に管理者の再検査を受ける。 (5) ～ (7) 略 (8) 給水装置工事に関する記録の保存 法施行規則第36条第6項により、指定工事事業者は、施行した給水装置工事ごとに、当該給水装置工事を担当した<u>主任技術者</u>に、次に掲げる事項の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保管しなければならない。 ①～③ 略 ④ <u>主任技術者</u>の氏名 ⑤～⑦ 略	(1) ～ (2) 略 (3) 主任技術者の立会い 竣工検査の立会いは、法施行規則第36条第1項の規定により、当該給水装置を行うものとして指名された<u>給水装置工事主任技術者</u>と補助者、計2名とする。 ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している同等の者を立会い者とすることができる。 (4) 現場検査 竣工図を基に現場で当該工事を施行した主任技術者の立会いの下、当該給水装置が法施行令<u>第5条</u>の基準及び広域連合企業団の施行基準に適合していることを確認する。 検査項目は、別記検査報告書に記載されている竣工検査項目等とする。 この結果、適合していない場合は、手直し後に管理者の再検査を受ける。 (5) ～ (7) 略 (8) 給水装置工事に関する記録の保存 法施行規則第36条第6項により、指定工事事業者は、施行した給水装置工事ごとに、当該給水装置工事を担当した<u>給水装置工事主任技術者</u>に、次に掲げる事項の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保管しなければならない。 ①～③ 略 ④ <u>給水装置工事主任技術者</u>の氏名 ⑤～⑦ 略	(変更) (変更) (変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
10～12 略 第9章 参考資料 1 給水装置の口径決定（参考） 略 (1) 略 (2) 一般家庭の場合（参考） ① 給水器具数 ア～イ 略 ウ 給湯器は給水用具1個とみなす。 ただし、<u>自動湯張機能がないものは</u>除外できる。 エ～オ 略 <u>カ 水道直結式加湿器は設置給水用具数から除外する。</u> ② 口径決定 略 水理計算例－1 一般住宅の場合 1 略 2 条件 (1)～(4) 略 (5) 給水用具等による損失水頭は、表－<u>4. 1 5</u>「直管換算表」	10～12 略 第9章 参考資料 1 給水装置の口径決定（参考） 略 (1) 略 (2) 一般家庭の場合（参考） ① 給水器具数 ア～イ 略 ウ 給湯器は給水用具1個とみなす。 ただし、<u>壁付き2ハンドル湯水混合水栓（シャワーバス）のシステムバスのみ申請時に、資料提出及び明記すること</u> <u>で除外できる。</u> エ～オ 略 ③ 口径決定 略 水理計算例－1 一般住宅の場合 1 略 2 条件 (1)～(4) 略 (5) 給水用具等による損失水頭は、表－<u>4. 1 4</u>「直管換算表」	(変更) (追加) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
を用いて直管に換算する。 (6) 略 3 略 4 結果の判定 配水管の最小動水圧0. 1 4 7MP a (= 1. 5 kg f /cm²、水頭15. 0 0 m)と比較すると、総所要水頭8. 2 6 m<15. 0 0 m となる。 次に、図－<u>4. 1 2</u>「水道メーター形式別使用流量基準」より、1時間以内の使用は2. 5 m³/h (0. 6 9 l/sec)であることから、 0. 6 9 l/s e c<0. 5 3 l/s e c となる。 よって、所要水頭及びメーターの使用範囲に問題ないので仮定どおりの給水口径とする。 水力計算例－2 マンション（受水槽方式）の場合 1 略 2 条件 (1) ～ (4) 略 (5) 給水器具等による損失水頭は、表－<u>4. 1 5</u>「直管換算表」を用いて直管に換算する。 (6) ～ (7) 略	を用いて直管に換算する。 (6) 略 3 略 4 結果の判定 配水管の最小動水圧0. 1 4 7MP a (= 1. 5 kg f /cm²、水頭15. 0 0 m)と比較すると、総所要水頭8. 2 6 m<15. 0 0 m となる。 次に、図－<u>4. 1 1</u>「水道メーター形式別使用流量基準」より、1時間以内の使用は2. 5 m³/h (0. 6 9 l/sec)であることから、 0. 6 9 l/s e c<0. 5 3 l/s e c となる。 よって、所要水頭及びメーターの使用範囲に問題ないので仮定どおりの給水口径とする。 水力計算例－2 マンション（受水槽方式）の場合 1 略 2 条件 (1) ～ (4) 略 (5) 給水器具等による損失水頭は、表－<u>4. 1 4</u>「直管換算表」を用いて直管に換算する。 (6) ～ (7) 略	(変更) (変更)

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄																																																																
3 計算 (1) ～ (2) 略 (3) 給水管口径の決定 ① メーター口径は、表－<u>4. 1 2</u>「水道メーター形式別使用流量基準」より、一日最大使用水量が 180.0 m³/日であるので 50mm の使用流量範囲であるが、 ②～⑤ 略 水理計算例－ 3 ～ 6 略 2 図面の作成 設計図の記号は次によること。 表－ 9. 1 管種記号表 <table><tr><th>管 種</th><th>記 号</th><th>管 種</th><th>記 号</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管</td><td>V P</td><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>D I P</td></tr><tr><td>耐衝撃性硬質塩化ビニル管</td><td>H I V P</td><td>鋳鉄管</td><td>C I P</td></tr><tr><td>耐熱性硬質塩化ビニル管</td><td>H T V P</td><td>配水用ポリエチレン管</td><td>H P P E</td></tr><tr><td>ポリエチレン二層管</td><td>P P</td><td>石綿セメント管</td><td>A C P</td></tr><tr><td>ステンレス鋼管</td><td>S S P－ B</td><td>銅管</td><td>C P</td></tr><tr><td>硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>S G P－ V A</td><td>鋼管</td><td>S P</td></tr><tr><td>硬質塩化ビニルライニング鋼管（内</td><td>S G P－</td><td>鉛管</td><td>L P</td></tr></table>	管 種	記 号	管 種	記 号	硬質塩化ビニル管	V P	ダクタイル鋳鉄管	D I P	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	鋳鉄管	C I P	耐熱性硬質塩化ビニル管	H T V P	配水用ポリエチレン管	H P P E	ポリエチレン二層管	P P	石綿セメント管	A C P	ステンレス鋼管	S S P－ B	銅管	C P	硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P－ V A	鋼管	S P	硬質塩化ビニルライニング鋼管（内	S G P－	鉛管	L P	3 計算 (1) ～ (2) 略 (3) 給水管口径の決定 ① メーター口径は、表－<u>4. 1 1</u>「水道メーター形式別使用流量基準」より、一日最大使用水量が 180.0 m³/日であるので 50mm の使用流量範囲であるが、 ②～⑤ 略 水理計算例－ 3 ～ 6 略 2 図面の作成 設計図の記号は次によること。 表－ 9. 1 管種記号表 <table><tr><th>管 種</th><th>記 号</th><th>管 種</th><th>記 号</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管</td><td>V P</td><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>D I P</td></tr><tr><td>耐衝撃性硬質塩化ビニル管</td><td>H I V P</td><td>鋳鉄管</td><td>C I P</td></tr><tr><td>耐熱性硬質塩化ビニル管</td><td>H T V P</td><td>配水用ポリエチレン管</td><td>H P P E</td></tr><tr><td>ポリエチレン二層管</td><td>P P</td><td>石綿セメント管</td><td>A C P</td></tr><tr><td>ステンレス鋼管</td><td>S S P－ B</td><td>銅管</td><td>C P</td></tr><tr><td>硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>S G P－ V A</td><td>鋼管</td><td>S P</td></tr><tr><td>硬質塩化ビニルライニング鋼管（内</td><td>S G P－</td><td>鉛管</td><td>L P</td></tr></table>	管 種	記 号	管 種	記 号	硬質塩化ビニル管	V P	ダクタイル鋳鉄管	D I P	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	鋳鉄管	C I P	耐熱性硬質塩化ビニル管	H T V P	配水用ポリエチレン管	H P P E	ポリエチレン二層管	P P	石綿セメント管	A C P	ステンレス鋼管	S S P－ B	銅管	C P	硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P－ V A	鋼管	S P	硬質塩化ビニルライニング鋼管（内	S G P－	鉛管	L P	(変更) (変更)
管 種	記 号	管 種	記 号																																																															
硬質塩化ビニル管	V P	ダクタイル鋳鉄管	D I P																																																															
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	鋳鉄管	C I P																																																															
耐熱性硬質塩化ビニル管	H T V P	配水用ポリエチレン管	H P P E																																																															
ポリエチレン二層管	P P	石綿セメント管	A C P																																																															
ステンレス鋼管	S S P－ B	銅管	C P																																																															
硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P－ V A	鋼管	S P																																																															
硬質塩化ビニルライニング鋼管（内	S G P－	鉛管	L P																																																															
管 種	記 号	管 種	記 号																																																															
硬質塩化ビニル管	V P	ダクタイル鋳鉄管	D I P																																																															
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	鋳鉄管	C I P																																																															
耐熱性硬質塩化ビニル管	H T V P	配水用ポリエチレン管	H P P E																																																															
ポリエチレン二層管	P P	石綿セメント管	A C P																																																															
ステンレス鋼管	S S P－ B	銅管	C P																																																															
硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P－ V A	鋼管	S P																																																															
硬質塩化ビニルライニング鋼管（内	S G P－	鉛管	L P																																																															

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後				改 正 前				備考欄
面)	VB			面)	VB			
硬質塩化ビニルライニング鋼管（内外面）	SGP-VD	架橋ポリエチレン管	XPEP	硬質塩化ビニルライニング鋼管（内外面）	SGP-VD	架橋ポリエチレン管	XPEP	
亜鉛めっき鋼管 内外面亜鉛めっき鋼管	GP SGP	ポリブデン管	PBP	亜鉛めっき鋼管 内外面亜鉛めっき鋼管	GP SGP	ポリブデン管	PBP	
給水用高密度ポリエチレン管	PE							
吐水口空間図 略 表－ 9. 3 略				吐水口空間図 略 表－ 9. 3 略				
第 1 0 章 要領等				第 1 0 章 要領等				(変更)
直結増圧式給水方式に係る実施要領				直結増圧式給水方式に係る実施要領				
1 ～ 7 略				1 ～ 7 略				
8 既設建物の直結増圧式給水方式 略 (1) 一般の給水装置と同様に、水道法施行令第 6 条の構造及び材質の基準に適合していることを確認すること。				8 既設建物の直結増圧式給水方式 略 (1) 一般の給水装置と同様に、水道法施行令第 5 条の構造及び材質の基準に適合していることを確認すること。				
9 ～ 1 3 略				9 ～ 1 3 略				
3 階直結直圧式給水方式に係る実施要領 略				3 階直結直圧式給水方式に係る実施要領 略				
受水槽以下給水設備を直結給水設備に切替える場合の取扱い 略				受水槽以下給水設備を直結給水設備に切替える場合の取扱い 略				

かずさ水道広域連合企業団給水装置工事施工基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考欄
関係法令一覧 略	関係法令一覧 略	